

【MCPC スマートフォン・ケータイアドバイザーカード利用規程】

平成23年9月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、携帯電話販売関連業務の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、携帯電話販売関連業務に従事する者がMCPCスマートフォン・モバイル実務検定試験（旧スマートフォン・ケータイ実務検定試験）の合格者であることを証するために

MCPCが発行、貸与するMCPC認定スマートフォン・ケータイアドバイザーカードの使用・管理責任を規程するものである。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 MCPC モバイルコンピューティング推進コンソーシアムをいう。
- 2 申請者 MCPC認定スマートフォン・モバイル実務検定に合格し、本カードの貸与を申請する者をいう。
- 3 本カード MCPC認定スマートフォン・ケータイアドバイザーカードをいう。
- 4 カード所持者 MCPCスマートフォン・モバイル実務検定試験に合格し、MCPCから発行、貸与された有効なカードを所持する者をいう。

第2章 申請者の登録義務、資格等

（申請者の登録義務）

第3条 申請者は、本カードの発行を申請する場合は、MCPC指定のカード発行申請書に必要事項を漏れなく記入の上、MCPCに備える登録名簿に登録を受けなければならない。

（資格）

第4条 MCPCスマートフォン・モバイル実務検定試験に合格し、かつ合格日から2年以内の者が本カードの発行を申請することができる。合格日から2年を経過したのちの申請は、第10条の登録更新を完了していなければならない。

第3章 申請者の登録・本カード貸与手続き

（申請者の登録申請）

第5条① 申請者は、第3条の規定により本カードの発行の申請に際し、登録を受けようとする場合は、MCPC指定の登録申請書に必要事項を漏れなく記入し、これをMCPCに提出しなければならない。必要事項の未記入及び記入拒否の場合は原則として登録を受けられない。但し、MCPCが認めればこの限りではない。

（まとめ申請）

② 申請者が法人等に所属している場合には、かかる法人等は申請者に代わって第3条の規定による登録の申請を行うことができる。この場合には、かかる法人等は、申請者が署名捺印した所定の委任状をMCPCに提出するものとする。

（登録及び本カードの貸与）

第6条① MCPCは、申請者から第3条の規定による登録の申請があった場合においては、第7条の規定に該当する場合を除くほか、第5条第1項に定める事項を登録名簿に登録し、申請者に本カードを発行し、貸与する。

② MCPCは、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を申請者に通知する。

（登録の拒否）

第7条① MCPCは、登録申請書に虚偽の情報が含まれているときは、その登録を拒否する。

② MCPCは、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、書面によりその旨を申請者に通知する。

（登録事項の変更等届出）

第8条 カード所持者は、第5条第1項に掲げる登録申請書の必須事項に変更があったときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨をMCPCに届け出なければならない。

（登録の抹消）

第9条① MCPCは、次に掲げる場合においては、登録名簿より、カード所持者に関する登録を抹消する。

1 本カードの有効期限が到来したとき。

2 本カードの使用が適当でないとMCPCが判断したとき。

② MCPCは、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨をカード所持者に通知する。

（カード所持者の登録更新申請）

第10条① カード所持者は、登録の更新を受けようとする場合は、第5条に定める事項のほか、更新講習の受講が完了（もしくは更新試験合格）した事項を記載した登録更新申請書をMCPCに提出しなければならない。

② 前項の登録更新申請書には、更新講習の受講が完了（もしくは更新試験合格）したことを証明できる書類を添付しなければならない。

（登録更新及び本カード貸与）

第11条① MCPCは、本カード更新するための講習（もしくは更新試験）の案内を公示し、その講習を受講完了とした（もしくは更新試験合格）申請者に限り第10条に基づく登録をし、申請者に本カードを発行し、貸与する。

② MCPCは、前項の規定により登録更新をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を申請者に通知する。

（本カードの再発行）

第12条 MCPCは、原則として本カードの再発行を受け付けない。但し、MCPCが認めた場合、所定の手続きを行い、カード所持者に本カードを再発行し、貸与する。

（本カードの返却）

第13条① カード所持者は、第9条の規定によりカード所持者の登録を抹消された場合、本カードを直ちにMCPCに返却しなければならない。

② 前項の返却費用は、カード所持者が負担する。

（登録費用等の納付）

第14条① 申請者は、第5条、10条及び12条の規定により、本カードの登録、更新及び再発行を受けようとするときは、所定の費用をMCPCに納めなければならない。

② 前項の費用は、原則として登録申請書等を提出する際に、現金により納めるものとする。

（登録申請書等の様式）

第15条 この規定の登録申請書その他の書類は、所定の様式のものを使用するものとする。

第4章 カード所持者の権利・義務

（使用・管理責任）

第16条① 本カードの所有権はMCPCに属し、カード所持者は、この規定の目的を十分に理解し、この目的外に利用してはならず、その責任を負わなければならない。

② 申請者は、本カードに表示されている当該登録者以外の者に使用させてはならず、その責任を負わなければならない。

③ カード所持者は、善良なる管理者の注意をもって、本カードの盗難、紛失防止など管理について万全を期し、その責任を負わなければならない。

（指導・監督責任）

第17条 本カード所持者はカードの使用、管理について万全を期し、不正使用、目的外使用、複写、偽造及び盗難、紛失等を行わないようにしなければならない。

（届出及び報告事項）

第18条 カード所持者は、本カードの盗難、紛失があったときは、遅滞なく、MCPCに連絡した上、所轄の警察に届けなければならない。

（名称の使用制限）

第19条 カード所持者は、MCPCの承認を受けずにMCPCの名称を使用してはならない。

第5章 カード所持者に対する処分等

（申請者に対する処分）

第20条① カード所持者がMCPCに対して有形無形を問わず損害を与え、本カードの名誉信用を低下させるような行為があった場合は、登録の停止とカードの返却或いは損害賠償請求の処分を行うことがある。

② カード所持者は、MCPC、或いは申請者に対し虚偽の申告や指示に従わない等、或いは目的外の利用をするなど当規定を遵守しなかった場合等それをMCPCで確認した場合は、MCPCスマートフォン・モバイル実務検定試験の資格を喪失する。

第6章 その他

（MCPCの免責）

第21条 MCPCは、事由の如何を問わず、本カードに関連する紛争、事故や第三者との紛争、紛議の解決及び損害賠償の責任を負わず、その責任は本カードの貸与を受けているカード所持者が負うものとする。

（規定の変更）

第22条 MCPCは、利用規定の各条項が状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるとし、申請者は、MCPCがその変更内容をホームページ等で告知した後に、変更事項を承認したものとみなす。

（合意管轄裁判所）

第23条① 本規定に関連して争いが生じた場合は、申請者、又はカード所持者、及びMCPCとの間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

② 前項に基づき協議したにもかかわらず、申請者、又はカード所持者、及びMCPCとの間の紛争が解決できなかった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（個人情報の取扱いに関する同意事項）

第24条① MCPCは、カード所持者から提供された情報を、次の各号に掲げる目的のために利用する。

1 登録及び管理事務。

2 本カードの作成、発行及び管理事務。

② 申請者は、合格者の個人情報について、役員又は従業員の同意を得て、登録を申請する。

③ 申請者、及び本カード所持者は、申請者から提供された情報を、MCPCは個人情報保護法に則り厳格なる管理の下、

本カードの作成、発行及び管理する目的のために、MCPCがカード作成会社及びカード管理会社に通知、提供することに同意する。